

公有財産の購入希望を募集します

○公有財産（遊休地）を一般競争入札により売却します。

諏訪市では、市民・企業への売却による民間活用の推進を主な目的として、市が所有する土地（別紙公売物件一覧）の売却を行います。今回、売却に先立ち購入希望を募集し、希望者の多い土地より境界立会い・測量等の手続きを優先的に進めます。

○公売手続きの流れ

①購入希望調査の実施

購入希望申し出を受け付けます。

※入札の申し込みや購入者を決定するものではありません。

②公売に向けた諸手続きの実施

購入希望申し出のあった物件から優先的に諸手続きを進めます。（境界立会い・測量等を行い、土地鑑定評価により価格を決定）

③公売の実施

一般競争入札により購入者を決定します。市が設定する最低売却価格以上で、最も高い金額で入札された方を落札者とします。※入札には予め入札金額の5%以上の入札保証金の納付が必要です。

④土地売買契約の締結

契約保証金の納付後、土地売買契約を締結します。
※契約保証金：売買代金の10%

⑤所有権移転登記及び引き渡し

売買代金の全額を納付後、所有権を移転します。
所有権移転登記は市で行います。